

氏名	殷 駿
学位	博士
専門分野の名称	法学
学位授与番号	博甲第 4312号
学位授与の日付	平成23年3月25日
学位授与の要件	社会文化科学研究科社会文化学専攻 (学位規則(文部省令)第4条第1項該当)
学位論文題目	中国における不法行為の準拠法について
学位論文審査委員	主査・教授 佐野 寛 教授 吉岡 伸一 教授 張 紅 教授 黒神 直純 上智大学教授 出口 耕自

学位論文内容の要旨

本論文は、2002年12月に公表された「中華人民共和国民法(草案)」(以下、民法草案という。)の国際不法行為に関する国際私法規定について、その基礎となっている中国の国際私法理論を含めて批判的な検討を加えるとともに、EUおよび日本における最新の立法との比較法的考察を基礎に、立法私案という形で具体的な立法提案を行うものである。

学位申請者である殷駿氏は、中国における不法行為準拠法決定の問題についてすでに3本の論文を公表しており、本論文は、それら既発表の論文に加筆・修正を施すとともに、アメリカの国際私法理論およびEU、日本などの最新の国際私法立法との比較法的考察を行った「不法行為準拠法規則に関する比較法的考察」(第3章)を新たに書き下ろしたものである。本論文の構成は、全4章からなるが、後述するように、中国の立法が急遽実現したために、新たに制定された「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」に関する補論を付加している。全体の分量は、A4版用紙で116頁である。本論文の要旨は次のようにまとめることができる。

まず、第1章では、民法草案の国際不法行為に関する規定を批判的に紹介し、それらの規定が抱える問題点を明らかにしている。すなわち、民法草案の規定は、現行の民法通則が不法行為の準拠法についてわずか1条を置くだけであるのに対して、17条という網羅的で詳細な規定になっており、とくに、伝統的な不法行為地法主義に対して、柔軟な回避条項を規定し、制限的ではあるが当事者自治を導入するとともに、個別不法行為について詳細な準拠法規定を置く点に特色がある。しかし、このような民法草案の規定について、殷氏は次の点に問題があると指摘する。第1に、民法草案の起草者はアメリカの国際私法理論を基礎としていると考えられるが、その理解が必ずしも正確ではないという点である。第2

に、民法草案では、「弱者保護」が重要な考慮事項とされているが、不法行為の被害者を弱者ととらえ、一方的に被害者を優先することは、かえって行為者との利益の均衡を失わせることになる。また、第3に、民法草案は、準拠法の決定について裁判官に高度の裁量を認めているが、このような準拠法決定の方式は、涉外事件に関して十分な経験の乏しい中国の裁判官にとって果たして妥当であるか疑問がある。さらに、民法草案は、多数の個別的な不法行為について特則を設けているが、これらの特則の中には、現行の特別法にすでに存在する規定を何ら修正を加えずそのまま採用するものなどが見られる。

そこで、第2章では、第1章で指摘した諸問題を生み出す背景となっていると考えられる中国における近時の学説の状況と、中国におけるアメリカ法の理解に関する議論を検討する。その検討を通じて、殷氏は、アメリカの第2リステートメントの「最も重要な関係の原則」は準拠法の決定につき連結点の相対的重要性を合わせて配慮しており、民法草案のように、単に連結点の単純な計数によって最密接関係性を決めるものではないこと、不法行為の準拠法決定については被害者と加害者間の利益の均衡が重要であり、また、当事者の予見可能性が重視されるべきことを明らかにしている。

第3章では、あるべき国際私法規定を探求するため、不法行為準拠法に関する諸外国の近時の立法例、とくにEUのローマⅡ規則および日本の法適用通則法と民法草案とを詳しく比較検討し、不法行為準拠法の決定に関する基本的視座を示している。具体的には、準拠法決定の柔軟化は、伝統的な不法行為地法主義を維持しつつ、共通属人法への連結、附従的連結および回避条項の例外規定を設けることで対応すべきこと、当事者自治の原則は導入すべきでないこと、法廷地法の累積適用規定は廃止すべきこと、個別的な不法行為については生産物責任、名誉毀損などに限定すべきことなどである。

以上の考察を踏まえ、第4章では、本論文の結論として、民法草案に対する具体的な修正提案を私案の形で提示している。

なお、2010年10月28日に、民法草案は大幅に修正され、「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」（以下、法律適用法という）として採択された。同法の制定は、2010年8月に民法草案の修正案が公表されてからわずか2カ月という短期間で行われ、また、簡単な理由書が付されている程度で、中国においても、まだほとんど議論がみられない。そこで、本論文では、補論という形で、法律適用法の概要について簡単に紹介し、本論文で提案した立法私案と対比して、若干の検討を加えている。

学位論文審査結果の要旨

学位審査会は、2011年2月15日、4名の学内審査委員と学外から国際不法行為法に関する研究の第一人者である上智大学法学部出口耕自教授を招聘して開催した。審査結果の要旨は以下の通りである。

1 本論文は、2002年12月に、中国の全国人民代表大会において審議の開始が許可された「中国民法草案」(以下、民法草案という。)の国際私法規定(第9編)、とくに国際不法行為に関する抵触規定(第8章)について、その立法の基礎とされた中国の国際私法理論を含めて批判的に検討を加え、さらに、近時の諸国の国際私法との比較法的考察に基づき、その対案としての立法私案を具体的に提示した意欲的な論文であり、中国の不法行為に関する国際私法規定を包括的に考察したものとしては、本国である中国においても先駆的な研究といえることができる。

2 本論文の特色は、第1に、民法草案の個別的な規定の検討のみならず、その基礎となっている中国の国際私法理論について批判的な検討を加えることにより、民法草案の準拠法決定の基本理念にまでその考察が及んでいる点にある。とくに、中国の国際私法学説が、その方法論の参考としているアメリカ国際私法理論を正確に理解していないとの指摘は、やや大胆な面があるが、アメリカにならって司法の裁量の余地を広く認める民法草案の規定が、渉外的な事件の処理に熟練していない中国の裁判官によって濫用される危険があることを明らかにした点は説得力があると評価された。また、民法草案の不法行為準拠法決定に関する原則規定が、中国における「弱者保護」の理念を反映して、一方的に被害者に偏った規定となっている点を指摘し、国際私法における「弱者保護」のあり方について論じている点も、やや説明不足の面があるものの、中国における後続する研究の基礎となる研究と評価された。

第2の特色は、本論文が、不法行為に関する準拠法決定についての単に理論的な考察にとどまらず、民法草案に対する対案を私案という形で具体的に提示している点である。民法草案の国際私法規定については、中国においても、いくつかの紹介や論評が公表されているが、本論文のように包括的な対案を提示したものはないようであり、本論文は中国における国際私法に関する理論水準を十分に超えるものといえる。また、近時のEU国際私法や日本の法適用通則法などの最新の立法との比較法的検討を基礎とした私案の提示は、将来の立法化に向けて具体的な選択肢を提案したものであり、その意義とともに筆者の意欲を高く評価することができる。もっとも、この点については、中国における国際私法の立法が、2010年8月以降急ピッチで進められ、10月28日には「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」(以下、法律適用法という。)として成立するという想定外の状況となり、残念なことに、本論文の具体的な提言が立法に活かされる機会がなくなったことは否定できない。しかし、他方で、法律適用法の規定は、民法草案とはかなり異なっており、むしろ本論文の私案と同一の方向性をもつものが少なくない。その意味で、本論文は、法律適用法が制定された今日でも、十分な学問的意義をもつものと評価された。

他方で、たとえば「最も密接な関係」と「最も重要な関係」というように、論文内に用語の不統一が一部散見される点や、リース(W. Reese)によって起草された抵触法第2リステートメント以外のアメリカ国際私法理論が必ずしも十分に吟味されていない点など、改善を要する点も一部指摘された。しかし、とくに後者の点については、中国の国際私法学説がもっぱら第2リステートメントの立場を基にアメリカ国際私法を論じていることから、本論文が第2リステートメントを中心としてアメリカ国際私法理論を検討したことにも理由があると判断された。

3 以上のように、本論文は、用語の使用の点やアメリカ国際私法の理解がやや一面的である点などになお課題を抱えてはいるものの、論文全体の論理構成および内容は成熟しており、博士論文の水準を満たしたものであるといえることができる。また、中国における法律適用法の制定が予想外に早く行われたために、本論文の具体的な提言が直接立法に反映されることがなくなった点についても、中国国際私法に関する本論文の理論的な分析の意義を必ずしも損なうものではないと評価された。以上から、出口委員を含め全審査委員が本論文を高く評価し、博士論文の名に十分値するものと判断した。